

ないえちょう しょう ふくしじょうれい 奈井江町おもいやりの障がい福祉条例

へいせい ねん がつ にちじょうれいだい ごう
(平成 25 年 3 月 29 日 条例第 13 号)

ぜんぶん (前文)

しょう ひと ひと すべ ちょうみん びょうどう だれ ひと きほんてきじんけん そんちょう
障がいのある人もない人も全ての町民は平等であり、誰もが等しく基本的人権が尊重されなければなりません。

しかしながら しゃかい には、いぜんとして しょう ひと しょう しゃしせつ たい りかいふそく などから 誤解や 偏見があり、ふりえき あつか ちいき あんしん せいかつ しゃかいさんか さまた しょうきょう があります。

このような なか しょう がい の 有無にかかわらずそれぞれが けんりしゅたい ひとり ひとりの 尊厳が 重んぜられ、 相互に しょう がい への 理解を 深め合い、 しょう がい の ある 人の 自立を 支援し 地域での 役割を 担い、 誰もが 分け隔てなく 安心して 暮らせる まちづくり が 求められています。

このため、 ないえちょう まちづくり 自治基本条例 の 基に 立ち、 町民 皆が 一体となり まちづくり を 進める ために ないえちょう もくひょう きほんてきりねん あき ひつよう が必要です。

ここに 私たちは、 しょう がい の ある 人も ない 人も 互いに 基本的人権 を 尊重し あり、 地域社会 の 対等な 一員として ちょう ちょうみん とも ささ あ ふくし じつげん しょうれい せいてい して 町と 町民が 共に 支え合う 福祉の まちを 実現する ため、 この 条例を 制定します。

もくてき (目的)

だい じょう 第 1 条

この しょうれい は、 ないえちょう まちづくり 自治基本条例 (平成 17 年 条例第 12 号) に 規定する 「まちづくりの 原則」 である 情報共有、 町民参加、 協働、 及び 人権尊重 の 考え方を 引き継ぎ、 しょう がい 福祉 について 町及び 町民 共通の 目標として 基本的理念 を 定め、 町、 町民 及び しょう がい の ある 人の 責務を 明らかにするとともに、 全ての 人の 人権尊重、 しょう がい への 理解を 深め、 しょう がい の ある 人の 自立と 社会参加 を 支援し、 しょう がい の ある 人も ない 人も、 共に 住み慣れた 町で 分け隔てなく 安心して 暮らす ことができる まちづくり を 推進すること を 目的と します。

ことば いみ (言葉の意味)

だい じょう 第 2 条

この しょうれい で 使われる 言葉の 意味は、 次の とおり と します。

(1) 「町民」とは、 ちょうみん ちょうない じゅうしょ ゆう ひと ちょうない はたら ひと ちょうない まな ひと ちょうない じぎょう いとな ほうじん ちょうない かつどう ほうじんおよ だんたい 活動する 法人 及び 団体を います。

(2) 「障がい」とは、 次に 掲げる ものを いう。

ア しょうがいしゃきほんほう しょうわ ねんほうりつだい ごう だい じょう きてい しょうたいしょうがい ちてきしょうがいおよ せいしんしょうがい 発達障害者支援法 (平成 16 年 法律第 167 号) 第 2 条第 1 項に 規定する 発達障害、 その他 心身の 機能障がい 及び 難病 及び 高次脳機能障害 を います。

イ アに 掲げる もののほか、 しんしん じょうたい しつべい しょう た じじょう にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ において 相当な 制限を受け、 他の 者と 平等に 社会参加 することが 妨げられる 状態を います。

きほんりねん (基本理念)

だい じょう 第3条

ないえちよう じちきほんじょうれい げんそく かんが なた ひ つ つぎ かなか じこう きほんりねん
奈井江町まちづくり自治基本条例の原則と考え方を引き継ぎ、次に掲げる事項を基本理念とします。

- (1) しょう ひと ひと びようどう たが じんけん さんちよう
障がいのある人もない人も、平等であり、お互いの人権が尊重されます。
- (2) しょう ひと ひと そうご しょう たい りかい ふか しょう りゆう さべつ
障がいのある人もない人も、相互に障がいに対する理解を深め、障がいを理由として差別することや、
その他の権利利益を侵害することのないように努めます。
- (3) ちよう ちようみん じしゅせい さんちよう しょう ひと ひと たいとう いちいん きようどう とも く
町と町民は、それぞれの自主性を尊重し、障がいのある人もない人も対等な一員として協働で共に暮ら
すまちづくりを進めます。
- (4) しょう ひと じりつ しゅたいてき しゃかいさんか こよう しゅうろう きかい ふ ひつよう しえん うえ
障がいのある人も自立と主体的に社会参加し、雇用と就労の機会を増やすなど、必要な支援が受けられ
るまちづくりを目指します。

ちよう せきむ (町の責務)

だい じょう 第4条

ちよう じょうれい きほんりねん ちと しょう ひと ひと とも あんしん く
町は、この条例の基本理念に基づき、障がいのある人もない人も、共に安心して暮らすことができるま
ちづくりの施策を総合的かつ計画的に実施します。

ちようみん せきむ (町民の責務)

だい じょう 第5条

ちようみん じょうれい きほんりねん ちと ちいきしゃかい いちいん しょう ひと ひと とも く
町民は、この条例の基本理念に基づき、地域社会の一員として、障がいのある人もない人も共に暮らす
ことができるまちづくりに努めるものとしします。

しょう ひと せきむ (障がいのある人の責務)

だい じょう 第6条

しょう ひと じりつ つと しゃかい こうせい たいとう しゅたいてき さんか つと
障がいのある人も自立に努め、社会を構成する対等なパートナーとして主体的な参加に努めるものとし
ます。

びようどう じんけんさんちよう (平等と人権尊重)

だい じょう 第7条

ちいき く すべ ひと ひと びようどう しょう ひと きほんてきじんけん さんちよう
地域で暮らす全ての人は人として平等であり、障がいのある人の基本的な人権を尊重しなければなりませ
ん。

りかい そくしん (理解の促進)

だい じょう 第8条

ちよう ちようみん そうご しょう たい りかい ふか こうりゅうきかい じゅうじつ いけん ひようめい ふきゅうけいはつおよ
町と町民は、相互に障がいに対する理解を深めるよう、交流機会の充実、意見の表明、普及啓発及びそ
の他必要な取り組みが図られるよう努めるものとしします。

（権利擁護）

第9条

全ての人は、障がいのある人に対し、社会生活や社会参加等において、差別、虐待及び不利益行為を行ってはなりません。

- (1) 差別とは、障がいのある人に対し、生活を営む上で、あらゆる場面において不当に権利利益を侵害する行為をいいます。
- (2) 虐待とは、障がいのある人に対し、身体的暴行や拘束行為、わいせつな行為、放置や養護を怠る行為、暴言や拒絶などの心理的外傷を与える行為及び不当に財産を処分又は不当に財産上の利益を得る行為をいいます。
- (3) 不利益行為とは、障がいのある人に対し、社会生活や社会参加において、障がいを理由として提供を拒み、制限又は条件を付し、強制又は指定する行為をいいます。

（暮らしやすい地域づくり）

第10条

町と町民は、障がいのある人も暮らしやすい日常生活や社会生活を営むことができるよう、社会的な障壁の除去について、合理的配慮に努めるものとします。

（自立と社会参加のための支援）

第11条

町と町民は、障がいのある人の自立した社会生活のため、子育て、教育、就労、社会活動及びその他のあらゆる分野の活動に平等に参加することを協働で推進するよう努めるものとします。

- 2 町と町民は、全ての子どもたちの人権を尊重し、共に育ち共に学ぶことができる保育及び教育環境の整備に努めるものとします。
- 3 福祉サービス事業者は、提供する福祉サービスの質の向上と適切な支援の実施に努めるものとします。

（情報の共有）

第12条

町と町民は、障がいに対する知識及び理解を深めるため、相互に連携し情報の共有に努めるものとします。

（障がいのある人と家族に対する配慮）

第13条

町と町民は、障がいのある人と家族に対して、地域で安全で安心して暮らすために、必要な配慮及び支援に努めるものとします。

しえん (支援)

だい じょう 第 14 条

ちょう しょう ふくし かか すべ ひと かんけいきかん だんたいおよ じぎょうしゃ みっせつ れんけい はか しょう ひと
町は、障がい福祉に関わる全ての人、関係機関、団体及び事業者と密接な連携を図り、障がいのある人
およ かぞく しょう しやしせつ しえんたいせい じゅうじつ つと
及び家族、障がい者施設への支援体制の充実に努めるものとします。

- 2 ほけん いりょう ふくし きょういく しゅうろう ぶんか じゅうたく こうつう ぼうはんおよ ぼうさい ぶんや かか だんたい じぎょうしゃ
町及び関係機関との連携を図り、必要な支援に努めるものとします。
- 3 ちょうみん ちょう しょう しふくし かか かんけいきかんおよ かんけいだんたい れんけい はか ちいきぜんたい しょう
町民は、町や障がい者福祉に関わる関係機関及び関係団体との連携を図り、地域全体で障がいのある
ひとおよびかぞく しょう しやしせつ ひつよう しえん つと
人及び家族、障がい者施設への必要な支援に努めるものとします。
- 4 ちょう ちょうみん しょう ひと こよう じぎょうしょどう せっきよくてき かつよう しえん つと
町と町民は、障がいのある人を雇用する事業所等を積極的に活用するなどの支援に努めるものとしま
す。

こようおよ しゅうろうしえん (雇用及び就労支援)

だい じょう 第 15 条

ちょう じぎょうめし しょう ひと てきせい じぎょうないよう かんあん こよう そくしん つと
町と事業主は、障がいのある人の適性、事業内容などを勘案して雇用の促進に努めるものとします。

- 2 ちょう じぎょうめし しょう りゆう さいよう きよひ かいこおよ ちんぎん ろうどうじょうけん ふりえきまた ふとう
町と事業主は、障がいを理由に採用の拒否、解雇及び賃金などの労働条件において不利益又は不当な
あつか おこな つと
扱いを行わないように努めるものとします。

そうだんしえんたいせい (相談支援体制)

だい じょう 第 16 条

ちょう しょう りかい そくしんおよ しょう ひと けんりしんがい ぎゃくたいこういおよ ふりえき こうい かん
町は、障がいについての理解の促進及び障がいのある人への権利侵害、虐待行為及び不利益な行為に関
するそうだん おう ひつよう そち
する相談に応じ、必要な措置をとるものとします。

- 2 ちょう しょう ひとおよ かぞく た かんけいしゃ かくしゅ そうだん そうごうてき おう かんけい
町は、障がいのある人及びその家族、その他の関係者からの各種の相談に総合的に応じるよう、関係
きかん じぎょうしゃ かんけいだんたいおよ た かんけいしゃ れんけい ひつよう そうだんしえんたいせいせいび はか つと
機関、事業者、関係団体及びその他の関係者と連携し、必要な相談支援体制整備を図るよう努める
ものとします。

きょうぎかい せっち (協議会の設置)

だい じょう 第 17 条

ちょう じょうれい もくてきたっせい ないえちようしょう しゃちいきじりつしえんきょうぎかい お
町は、この条例の目的達成のため、奈井江町障がい者地域自立支援協議会を置きます。

いにん (委任)

だい じょう 第 18 条

じょうれい せこう かん ひつよう じこう まちちょう へつ さだ
この条例の施行に関して必要な事項は、町長が別に定めます。

ふそく 附則

じょうれい へいせい ねん がつ たち せこう
この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行します。